２０１５年７月３１日

　社会科学研究所員　各位

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社会科学研究所長

「社会科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究に関する内規」の一部改正について（通知）

このことについて，社会科学研究所運営委員会において，下記のとおり内規の一部改正が承認されましたので通知します。

記

１　改正理由

　　「社会科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究に関する内規」は，

２００５年４月１日から施行され，第５条に以下のことを定めた。

（研究員資格の制限）

第５条　所員は、個人研究、共同研究又は総合研究の複数の研究員となることはできない。

２　私立大学戦略的研究基盤形成支援事業（大型研究）の研究員は、個人研究、共同研究又は総合研究の研究員となることはできない。但し、既に個人研究の研究員となっている場合には、この限りではない。

３　長期在外研究に従事する者は、当該の在外研究期間中は、要綱第13条に定める研究員となることができない。

　　施行当時は，社研所員への研究費配分において，偏りが無く一人でも多くの所員へ研究費を分配したいという意向より制定されたが，これにより研究活動が妨げられる可能性がある。

　　また，上記内規の大型研究との申請の重複を妨げているのが，社研のみである。

　　以上のことから，所員の研究活動を円滑に遂行するために，同内規第５条２項の「大型研究と研究所研究費の重複申請」について削除するよう改正する。

２　施行期日

２０１５年１月２９日から施行する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以　上